

四国地方整備局事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の再評価及び事後評価実施要領（平成15年3月31日付け、国官総第702号の2、国官技第351号の2国土交通事務次官通達）（以下、「要領」という。）に基づいて四国地方整備局（以下、「整備局」という。）に設置する四国地方整備局事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、四国地方整備局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 整備局が作成した再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表及び対応方針（原案）の提出を受け、各事業を取りまく社会状況等を勘案し、要領に基づく再評価及び事後評価の運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。
- 三 事後評価の審議対象事業に関し、整備局が作成した対応方針（案）について審議を行い、対応方針（案）に対し意見がある場合には、局長に対してその具申を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、学識経験者等から、局長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第4条 第2条の事務を処理する上で特に必要と認められる場合には、委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、第2条第一号の規定に従い報告される再評価及び事後評価の運用状況等並びに同条第二号及び第三号の規定に従い提出される対応方針に係る事業に関し、広い知見を有する者のうちから局長が委嘱する。

(関係港湾管理者等)

第5条 第2条の事務を処理するにあたり、委員会は、第2条第一号の規定に従い報告される再評価及び事後評価の結果並びに同条第二号及び第三号の規定に従い提出される対応方針に関係する港湾管理者等に対し、出席を求め意見を聞くことができる。

- 2 第一項の港湾管理者等の委員会への出席については、局長が依頼する。

(運営)

第6条 委員会は、審議方法を定めた委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、四国地方整備局企画部企画課及び港湾空港部港湾計画課において処理する。

(その他)

第8条 整備局以外の事業主体が実施する事業が、整備局が実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用することができるものとする。

(附 則)

- 1 本規則は、平成15年9月18日から施行する。
- 2 本規則の施行に伴い、「国土交通省四国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年8月1日）」は廃止する。